

議案第 35 号

三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和元年 9 月 4 日提出
三宅町長 森田 浩司

三宅町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第4条—第17条）

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与（第18条—第27条）

第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（第28条・第29条）

第5章 雑則（第30条—第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。

（2）パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

（会計年度任用職員の給与）

第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び特殊勤務手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があつたときは、口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与

（給料）

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料については、別表第1に定める行政職給料表（以下「給料表」という。）によるものとする。

（職務の級）

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難

及び責任の度に基づき、給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の等級別基準職務表に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第14条第2項を除き、以下同じ。）が決定する。

（号給）

第6条 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

（給料の支給）

第7条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年三宅村条例第38号。以下「給与条例」という。）第5条及び第6条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

（地域手当）

第8条 給与条例第7条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（通勤手当）

第9条 給与条例第8条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

（時間外勤務手当）

第10条 給与条例第10条第1項、第2項及び第4項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第10条第1項	正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられたフルタイム会計年度任用職員
第10条第2項	勤務時間等条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条に	当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間

	より割り振られた1週間の正規の勤務時間	
第10条第4項	勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について割り振られた週休日

(休日勤務手当)

第11条 給与条例第11条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第11条	勤務時間等条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日	毎日曜日
	勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日	職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年三宅町条例第16号）第9条に規定する祝日法による休日
	勤務時間等条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日	当該フルタイム会計年度任用職員について割り振られた週休日
	において正規の勤務時間	において当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）

(夜間勤務手当)

第12条 給与条例第12条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

(期末手当)

第13条 給与条例第15条から第15条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会

計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったとき（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくする場合に限る。次項並びに第24条第2項及び第3項において同じ。）は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（特殊勤務手当）

第14条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、職員の特殊勤務手当に関する条例（平成14年三宅町条例第9号。以下「特殊勤務手当条例」という。）の定めるところによる。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第15条 第10条において準用する給与条例第10条、第11条において準用する給与条例第11条及び第12条において準用する給与条例第12条並びに次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を規則で定める時間で除して得た額とする。

（給与の減額）

第16条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日）である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与

（パートタイム会計年度任用職員の報酬）

第17条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年三宅町条例第16号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下

この条において同じ。)とする。

- 2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。
- 4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額に、100分の3を乗じて得た額を加算した額とする。

(特殊勤務に係る報酬)

第18条 特殊勤務手当条例別表に規定する業務に従事することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額の報酬を支給する。

(時間外勤務に係る報酬)

第19条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により

休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。) に対して、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第26条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150 (その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)

(2) 前項の勤務 (同項ただし書の勤務を除く。) の時間 (次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。) 100分の50
(休日勤務に係る報酬)

第20条 祝日法による休日 (代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下この章において「祝日法による休日等」という。) 及び年末年始の休日 (代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下この章において「年末年始の休日等」という。) において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(夜間勤務に係る報酬)

第21条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額とする。

(期末手当)

第22条 給与条例第15条から第15条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員 (1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。) について準用する。この場合にお

いて、給与条例第 15 条第 4 項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第 21 項第 3 号において同じ）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員にあっては給料の月額を育児短時間勤務算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前 6 か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の 1 月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 任期が 6 月に満たないパートタイム会計年度任用職員の 1 会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が 6 月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6 月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6 月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が 6 月以上に至ったときは、第 1 項の任期が 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（報酬の支給）

第 23 条 報酬は、月の 1 日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の 1 日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（勤務 1 時間当たりの報酬額）

第 24 条 第 19 条から第 21 条までに規定する勤務 1 時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第 17 条第 1 項の規定により計算して得た額に 12 を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得

た額

(2) 日額による報酬 第17条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第17条第3項の規定により計算して得た額

2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 前項第1号の規定により計算して得た額

(2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額

(報酬の減額)

第25条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償

(通勤に係る費用弁償)

第26条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第8条の2第1項に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)、支給日及び返納については、常時勤務を要する職を占める職員の例による。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第27条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和61年三宅町条例第26号)の規定の適用を受ける職員の例による。

第5章 雑則

(給与からの控除)

第28条 給与条例第19条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第29条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の

特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(休職者の給与)

第 30 条 休職者は、休職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第 31 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

行政職給料表

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	142,600	192,700
2	143,700	194,500
3	144,900	196,300
4	146,000	198,100
5	147,100	199,700
6	148,200	201,500
7	149,300	203,300
8	150,400	205,100
9	151,500	206,800
10	152,900	208,600
11	154,200	210,400
12	155,500	212,200
13	156,800	213,600
14	158,300	215,400
15	159,800	217,100
16	161,400	218,900
17	162,700	220,600
18	164,200	222,300
19	165,700	223,900
20	167,200	225,500
21	168,600	227,000
22	171,300	228,700
23	173,900	230,300
24	176,500	231,900

25	179, 200	233, 100
26	180, 900	234, 600
27	182, 600	236, 000
28	184, 300	237, 300
29	185, 800	238, 600
30	187, 600	239, 800
31	189, 400	240, 800
32	191, 100	242, 000
33	192, 700	243, 300
34	194, 200	244, 500
35	195, 700	245, 700
36	197, 200	247, 000
37	198, 500	247, 900
38	199, 800	249, 300
39	201, 100	250, 700
40	202, 400	252, 200
41	203, 700	253, 600
42	205, 000	255, 000
43	206, 300	256, 400
44	207, 600	257, 700
45	208, 800	258, 900
46	210, 100	260, 200
47	211, 400	261, 600
48	212, 700	262, 900
49	213, 800	264, 100
50	214, 900	265, 200
51	215, 900	266, 500
52	217, 000	267, 800
53	218, 100	268, 800
54	219, 100	269, 900
55	220, 000	271, 200
56	221, 000	272, 500
57	221, 500	273, 500
58	222, 400	274, 500
59	223, 200	275, 400
60	224, 100	276, 500

61	224, 800	277, 600
62	225, 800	278, 600
63	226, 600	279, 500
64	227, 500	280, 500
65	228, 200	281, 100
66	229, 000	282, 000
67	229, 900	282, 700
68	231, 000	283, 600
69	231, 700	284, 600
70	232, 400	285, 400
71	233, 000	286, 200
72	233, 800	287, 000
73	234, 600	287, 800
74	235, 300	288, 300
75	236, 000	288, 700
76	236, 600	289, 200
77	237, 300	289, 300
78	238, 100	289, 700
79	238, 900	289, 900
80	239, 600	290, 300
81	240, 200	290, 500
82	240, 900	290, 700
83	241, 600	291, 100
84	242, 300	291, 400
85	242, 900	291, 700
86	243, 600	292, 000
87	244, 300	292, 300
88	245, 000	292, 700
89	245, 600	293, 000
90	246, 100	293, 400
91	246, 400	293, 700
92	246, 800	294, 100
93	247, 100	294, 200
94		294, 400
95		294, 800
96		295, 200

97		295,400
98		295,700
99		296,100
100		296,500
101		296,700
102		297,000
103		297,400
104		297,700
105		297,900
106		298,200
107		298,600
108		298,900
109		299,100
110		299,500
111		299,900
112		300,200
113		300,300
114		300,600
115		300,900
116		301,300
117		301,500
118		301,700
119		302,000
120		302,300
121		302,700
122		302,900
123		303,200
124		303,500
125		303,800

別表第2（第5条関係）

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
2級	相当の知識又は経験を必要とする職務

